

京丹後市木造住宅簡易耐震改修補助制度

～我が家の元気は耐震から！～



京都にも大地震はやってくるかもしれない！
耐震改修補助を有効に使いましょう！



補助額最大
40 万円

簡易耐震改修とは？

建物全体ではなく、一部分（屋根・床・壁・基礎など）の耐震改修工事に対しても補助金の利用が可能な制度です。

問い合わせ先

京丹後市役所 建設部 都市計画・建築住宅課
〒629-3101 京丹後市網野町網野 353 番地の1
TEL : 0772-69-0530 FAX : 0772-72-5421
E-mail : toshi-kenchiku@city.kyotango.lg.jp

木造住宅の部分的な耐震改修工事に補助金を交付します。

京丹後市では、地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅耐震改修に関わる助成を行っております。さらなる耐震化を推進するため、部分的な改修工事に対する助成も行っています。万が一のときに備え、わが家の「耐震改修」を行いませんか。

対象となる建物(対象住宅)	次の要件を全て満たす建物 ① 京丹後市内の木造住宅（2階建以下） ② 昭和56（1981）年5月31日までに着工されたもの ③ 一戸建、長屋住宅、共同住宅のいずれか ④ 併用住宅においては、2分の1以上の床面積が住宅の用途 ⑤ 構造：在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法のいずれか （※丸太組工法、プレハブ工法は対象となりません） ⑥ 耐震診断の評点：1.0未満のもの ※過去に耐震改修補助制度の補助を受けた建物は対象となりません。
対象者	次の要件を全て満たす者 ① 京丹後市に住所を有する者、対象住宅に居住する予定者、京丹後市内に本店を有する法人のいずれか ② 対象住宅の所有者、対象住宅の居住者（居住予定者を含む）のいずれか ③ 市税等を滞納していない者(ただし、対象住宅の居住者にあつては、他の居住者にも滞納がないこと)
その他の要件	対象となる改修工事 ① 別紙『簡易耐震改修の工事種別番号と工事内容一覧』に該当する工事 ② 京丹後市内（本店）の建築業者が施工するもの ※劣化部分の修繕により耐震評点が向上するものは対象となりません。
募集件数 募集期間	(募集件数) 4件 (募集期間) 令和5年5月10日～ <u>※交付対象工事は令和6年3月31日までに改修工事を完成するもの。</u> ※予算に限りがあるため、必ずご期待に応えられるものではありません。
制度利用の流れ	① 補助金交付申請書類の提出 ② 申請書を審査の上、補助金交付要綱に該当する場合、補助金交付決定通知を交付 <u>※交付決定より前の着工は補助の対象とはなりません。</u>
補助金 交付の額	耐震補強にかかる経費（設計費用含む）に要した費用の5分の4の額（その額が40万円を超えるときは、 40万円 を限度とする。）
ホームページ	京丹後市ホームページ http://www.city.kyotango.lg.jp
お問合せ・ お申込み	〒629-3101 京丹後市網野町網野 353番地の1 京丹後市役所 建設部 都市計画建築住宅課

※ 表紙の写真は京都府発行のパンフレット「あなたの家は地震に安全ですか」より転載しています。